

放射性物質汚染廃棄物処理事業費補助金（指定解除後の廃棄物の処理促進事業）
実施要領

（通則）

第1条 放射性物質汚染廃棄物処理事業費補助金（指定解除後の廃棄物の処理促進事業）（以下「本事業」という。）については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）及び放射性物質汚染廃棄物処理事業費補助金（指定解除後の廃棄物の処理促進事業）交付要綱（平成28年4月28日。以下「交付要綱」という。）によるほか、この要領に定めるところによる。

（事業の内容）

第2条 本事業は、平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故による放射性物質汚染で発生した汚染廃棄物のうち、平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法（平成23年法律第110号。以下「放射性物質汚染対処特措法」という。）第17条第1項の規定により環境大臣の指定を受け、その後、平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法施行規則（平成23年環境省令第33号。以下「放射性物質汚染対処特措法施行規則」という。）第14条の2第1項又は第2項の規定により、その指定を取り消された廃棄物（以下「指定解除後の廃棄物」という。）について、市町村、一部事務組合若しくは広域連合（以下「市町村等」という。）又は排出事業者が円滑に処理を行うために必要な事業を行うものとする。

（事業実施主体）

第3条 本事業の事業実施主体は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。）第6条の2第1項の規定に基づき一般廃棄物を処理する市町村等及び第11条第1項の規定に基づき産業廃棄物を処理する排出事業者（当該排出事業者において特別な事情がある場合に限り、当該排出事業者の処理責任の下、共同で本補助金の申請を行い、かつ廃棄物の処理を行う者を含む。）とする。

（事業の委託）

第4条 市町村等及び排出事業者は、事業の一部又は全部を市町村等又は排出事業者が適切と認める者に委託することができるものとする。なお、その際は、市町村等及び排出事業者は交付要綱第6条の規定による交付決定通知書の条件を付して契約しなければならない。

2 市町村等又は排出事業者から事業の委託を受けた者は、廃棄物処理法等の関係法令に違反しない場合であって、書面により事業実施主体の承諾を得た場合を除き、その事業を第三者

に再委託することはできない。

(補助対象となる廃棄物の範囲)

第5条 本事業の補助対象となる廃棄物は、放射性物質汚染対処特措法第17条第1項の規定により環境大臣の指定を受け、その後、放射性物質汚染対処特措法施行規則第14条の2第1項又は第2項の規定により、その指定を取り消された廃棄物とする。

(補助対象経費の範囲)

第6条 本事業で導入する機械・器具及び備品等については、原則としてレンタル又はリースによるものとする。ただし、次のいずれかの項目に該当する場合には、購入によることができる。

- 一 レンタル又はリースよりも購入した方が安価な場合
 - 二 当該物品等の取扱業者がなく、レンタル又はリースによる導入が難しい場合
- 2 仮設処理施設は、廃棄物処理法等の関係法令を遵守して設置するものとし、次の各号のいずれかに該当する場合に限り補助対象とする。
- 一 焼却施設等は、指定解除後の廃棄物を焼却する余力がないなど、既存処理施設で対応が困難な場合
 - 二 その他本事業の実施に当たり、特に必要と認められる場合
- 3 指定解除後の廃棄物の処理に伴って発生した廃棄物（梱包資材等）の処理費については、補助対象とすることができる。

(補助対象外の経費)

第7条 本事業において、次の各号に該当する事業又は経費については、補助対象から除外するものとする。

- 一 指定解除後の廃棄物の最終処分の方針が明確でない事業
- 二 指定解除後の廃棄物の焼却等の減容化により生じた放射性セシウム濃度が 8,000Bq/kg 超の焼却灰等の保管・処理経費
- 三 指定解除後の廃棄物と混焼等をした廃棄物の処理に係る経費（仮設処理施設の整備費は除く。）
- 四 地方公共団体の常任職員の人件費等の固定費及びパソコン、デジタルカメラ等汎用品の購入費
- 五 当該補助金の申請を行うために要した経費

(書類の整備)

第8条 本事業の実施に当たり、次の各号に該当する書類を整備するものとする。

- 一 本事業により処理を実施しようとする廃棄物が放射性物質汚染対処特措法施行規則第14条の2第1項又は第2項の規定により環境大臣が指定を取り消した廃棄物であることが確認できるもの（廃棄物の保管状況の分かる写真、保管場所の地図、指定解除後の管理

- や処理の経過が分かる記録等)
- 二 見積書（施設、機械・器具及び備品の場合は原則 3 社以上）、納品・請求書、領収書、契約書（雇用契約も含む）等
 - 三 会計処理に関する規程（旅費、謝金、工事算定基準等）
 - 四 本事業に従事する者（地方公共団体の常任職員を除く。）の作業日誌（日時、場所、作業内容、作業時間、作業者氏名等）

（事業の実施期間）

第 9 条 本事業の実施期間は、交付決定の日の属する会計年度の 3 月 31 日までとする。

（助成措置）

第 10 条 国は、予算の範囲内で、交付要綱第 4 条に定める事業に要する経費であって、別表 1 に掲げるものについて、市町村等又は排出事業者に対して補助するものとする。

（留意事項）

第 11 条 市町村等及び排出事業者は、本事業の実施に当たり、焼却等の中間処理施設、最終処分場、これらの施設への搬入路等の周辺住民の理解を得るものとする。

- 2 市町村等及び排出事業者は、本事業を円滑に推進するため、環境省及び都道府県等の関係自治体と緊密に連携するものとする。
- 3 事業実施に当たっては、原則として競争性のある契約方式により行うなど、公平性・透明性の確保に努めるものとする。

（その他）

第 12 条 この要領に定めるもののほか、本事業の実施に必要な細目は、環境省環境再生・資源循環局特定廃棄物対策担当参事官が別に定める。

（附則）

この要領は平成 28 年 4 月 28 日から施行する。

（附則）

- 1 この要領は平成 29 年 6 月 1 日から施行する。
- 2 平成 28 年度までに実施した事業については、従前の例によるものとする。

（附則）

- 1 この要領は平成 30 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 29 年度までに実施した事業については、従前の例によるものとする。

（附則）

- 1 この要領は平成 31 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 30 年度までに実施した事業については、従前の例によるものとする。

(附則)

- 1 この要領は令和 2 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 令和元年度までに実施した事業については、従前の例によるものとする。

(附則)

- 1 この要領は令和 3 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 令和 2 年度までに実施した事業については、従前の例によるものとする。

(附則)

- 1 この要領は令和 4 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 令和 3 年度までに実施した事業については、従前の例によるものとする。

(附則)

- 1 この要領は令和 5 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 令和 4 年度までに実施した事業については、従前の例によるものとする。

(附則)

- 1 この要領は令和 6 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 令和 5 年度までに実施した事業については、従前の例によるものとする。

別表 1 (第 10 条関係)

区 分	費 目 の 内 容
賃金等	事業の実施に直接必要な作業・業務に従事した者（地方公共団体の常任職員を除く。）に対する実労に応じた経費
法定福利費等	事業の実施に直接必要な作業・業務に従事した者（地方公共団体の常任職員を除く。）の事業主負担分
報償費	事業の実施に直接必要な専門知識の提供等を受けた者に対する謝金等
旅費	事業の実施に直接必要な調査、打合せ等に要する電車、バス等の運賃、日当等
需用費	事業の実施に直接必要な燃料、消耗品等の購入又は施設・機械の修繕にかかる経費（弁当代は除く。）
委託費	指定解除後の廃棄物の収集・運搬、中間処理、埋立処分及び放射性物質の測定等の業務を第三者に委託するために必要

	な経費
使用料及び賃借料	事業の実施に直接必要な用地（私有地に限る。）、施設、機械・器具、車両、会場等の借上経費
備品購入費	事業を実施するために直接必要な物品等（パソコン、デジタルカメラ等の汎用品は除く。）の購入に要する経費
工事請負費	土地の整地（簡易な舗装工事を含む。）、仮設処理施設の設置・撤去、既設処理施設の改造等に要する経費
原材料費	事業の実施に直接必要な原材料の購入に要する経費